

真駒内滝野霊園工事施工ガイドライン

このガイドラインは、公益社団法人ふる里公苑（以下、当法人）が運営する真駒内滝野霊園（以下、当霊園という）での工事施工、また墓石の設計などに関し、必要な事柄を定めるものです。このガイドラインに定めのない事柄に関しては、真駒内滝野霊園管理使用規定、真駒内滝野霊園工事施工規則などを遵守する他、関連法令に基づく処置を常に講じてください。なお、このガイドラインおよび当法人との各種約定に違反した場合は、別に定める罰則規定、関連法令に基づき、しかるべき処分を行います。

第1条 墓石の建立期限

1. 規格墓所は墓所使用申込みから、管理使用規定にしたがいすみやかに墓石を建立してください。
2. 自由墓所は墓所使用申込みから、管理使用規定にしたがい3年以内に墓石を建立してください。

第2条 規格墓所の建立制限

1. 規格墓所は当霊園が定めた墳墓の形、寸法、石種、植栽以外を設けることはできません。
2. 規格墓所は当霊園が定めた附帯品の形状、寸法、石種以外を設けることはできません。ただし、当霊園から事前に承認を得た場合は、この限りではありません。

第3条 外柵の制限

1. 使用許可墓所内を超える施工は認めません。
2. 設計図面作成にあたり、事前に現地で墓所の実寸を確認してください。
3. 連結タイプの基礎の場合、外柵などの囲障は隣地(左右)との境界から、それぞれ1.5 cm以上あけて設置してください。

第4条 自由墓所の基礎

当霊園内の自由墓所の地盤と基礎については下記の通りとします。

- ・ 当霊園周辺の地盤はボーリング調査で十分な地耐力がある
- ・ 地耐力のある地盤の上にお墓本体の荷重を分散させ沈まないようにするため基礎を設置する
- ・ 基礎コンクリートの仕様は、3t/m²の耐力で設計している
- ・ 荷重を支えるものであるため耐久性を増すために標準的な鉄筋比率に準じた配筋をしている

なお、下記の自由墓所における基礎変更は以下の通りとします。

1. ラベンダーガーデン墓所は15 cm以内の基礎上げ
2. 4 m²自由墓所は37 cm以内の基礎上げ
3. 4 m²自由II型墓所（建坪3.69 m²タイプ）は36 cm以内の基礎上げ
4. 6 m²自由墓所（30 cm基礎タイプ）は45 cm以内の基礎上げ
5. 6 m²自由墓所（15 cm基礎タイプ）は基礎上げ不可

6. 6㎡自由墓所（建坪5㎡タイプ）は56cm以内の基礎上げ

なお、8㎡自由墓所以上で著しい基礎上げ変更を計画している場合、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設計し、事前に当霊園から承認を受けてください。

第5条 自由墓石 GL からの石碑迄の高さ制限

1. ラベンダーガーデン墓所はGLから70cm以内です。
2. 4㎡自由墓所～10㎡自由墓所はGLから300cm以内です。
3. 16㎡自由墓所以上でGLから300cm以上を計画している場合、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設計し、事前に当霊園から承認を受けてください。

第6条 自由墓石屏風の制限

1. 4㎡自由墓所はGLから150cmの高さ迄、6㎡、8㎡、10㎡自由墓所はGLから180cmの高さ迄可能です。
2. 4㎡、6㎡自由墓所は屏風と後羽目の一体化施工はできません。
3. 8㎡自由墓所以上は屏風の高さ制限範囲内であれば屏風と後羽目の一体化施工が可能です。
4. 16㎡自由墓所以上は景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設計し、事前に当霊園から承認を受けてください。
5. 全ての自由墓所において後腰石からの一体化はできません。

第7条 自由墓所で移設墓石を使用する場合

1. 移設墓石を使用する場合は、移設前の霊園（寺院）が発行した永代使用許可証などの証明書類の複写、建立写真、図面を添付のうえ、『墓所使用に関する特殊事項届出書』に移設である旨明記のうえ事前に霊園に提出し、承認を受けてください。

第8条 4㎡自由II型の建立制限

1. 連塔時は間の各10cmを付けて施工可能です。ただし、各外側10cmは施工できません。
2. 各墓所両側の10cmは通路および空間として使用してください。ただし、花鉢、小物類等については、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設置してください。

第9条 6㎡自由墓所 15cm基礎タイプの建立制限

1. 門柱の高さは46cm迄、幅は40cm迄です。
2. 総敷石張りの場合は階段18cmでも可能です。

第10条 6㎡自由墓所建坪5㎡タイプの建立制限

1. 連塔時は間の各20cmを付けて施工可能です。ただし、各外側20cmは施工できません。
2. 各墓所両側の20cmは通路および空間として使用してください。ただし、花鉢、小物類等については、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設置してください。

第11条 30区天空のガーデン（6㎡）の建立制限

1. 連塔時は、植栽のツツジを撤去して使用することができます。ただし、シンボルツリーの

メイゲツカエデは撤去できません。また、メイゲツカエデの育成に影響が出ないような設計をしてください。

2. 焼骨を埋蔵するため、カロートを設置してください。
3. 植栽のツツジにより区画が明確なため、外柵などの囲障を設置しなくても構いません。
4. 墓所の景観上、建坪は3㎡以上とします。
5. 区画内に余白部ができる設計の場合、要望に応じて芝生を張ることができます。ただし、区画内の芝生管理は霊園で実施しません。

第12条 10㎡自由I型の建立制限

1. 連塔時は間の各20cmを付けて施工可能です。ただし、各外側20cmは施工できません。
2. 各墓所両側の20cm（芝生）は通路および空間として使用してください。
3. 墓石建立の際は区画を明らかにするため、建坪内に囲障を設けてください。

第13条 16㎡自由I型の建立制限

1. 連塔時は間の各30cmを付けて施工可能です。ただし、各外側30cmは施工できません。
2. 各墓所両側の30cm（芝生）は通路および空間として使用してください。
3. 墓石建立の際は区画を明らかにするため、建坪内に囲障を設けてください。

第14条 20㎡自由I型の建立制限

1. 連塔時は通路の150cmを付けて施工可能です。
2. 墓石建立の際は区画を明らかにするため、建坪内に囲障を設けてください。

第15条 自由墓所その他の制限

1. 植樹の高さはGLから150cm以内とします（ラベンダーガーデンを除く）。したがって将来著しく伸長のある樹木の植樹はできません。
2. 区画を明らかにするための囲障は、GLから高さ60cm以内とします（生垣は禁じます）。ただし、1期南7番地20㎡特別区について、囲障の設置がなくとも特例として認めます。
3. ラベンダーガーデン墓所は青果物、毒性のあるもの、近隣に不快感を与える形状、または匂いがあると当霊園管理者が判断した植栽はできません。また、近隣に種子をばらまく植栽・ツルが近隣墓所まで伸びる植栽もできません。
4. ラベンダーガーデン墓所において、区画花壇へ接触するボンドなどの接着材の使用はできません。ただし、コーキング材はこの限りではありません。
5. ラベンダーガーデン墓所において、当霊園が造成時に植栽した（墓石建立時に残したものも含む）墓所内のクリーピングタイムに関しては、区画の環境維持を目的として、年数回刈り込みや水やりを実施いたします。
6. 移設改葬特区については、都度霊園と協議のうえ施工を許可するものとします。

第16条 石材店銘板・シールの設置

1. 自由墓所において、担当石材店名などが記載された銘板やシールを建立した墓石に貼り付けることができます。なお、事前にお客様より承諾を得てください。

2. 景観上、滝野霊園に相応しくないような大きさやデザインの銘板・シールを貼るようなケースがあった場合は、直ちに撤去を依頼します。

第17条 規則に定められていない事柄と規則の改正

1. この規則に定められていない事柄に関しては、都度、当霊園の指示を受けてください。
2. 真駒内滝野霊園管理使用規定や真駒内滝野霊園工事施工規則、その他関連法令などの改正により、この規則に変更の必要がある事項が生じた場合は、当法人においてこの規則を変更することができます。

平成23年4月1日施行
平成24年8月20日改正
平成25年4月1日改正
平成26年4月1日改正
平成26年7月1日改正
平成27年9月9日改正
平成28年6月25日改正
平成28年10月31日改正
2018年3月23日改正

公益社団法人 ふる里公苑